

第18号議案

新城市急傾斜地崩壊対策事業分担金条例の廃止

新城市急傾斜地崩壊対策事業分担金条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市急傾斜地崩壊対策事業分担金条例を廃止する条例

新城市急傾斜地崩壊対策事業分担金条例（平成17年新城市条例第179号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、急傾斜地崩壊対策事業分担金を徴収しないこととするため必要があるからである。